

平成30年度七飯町民海外交流派遣研修事業 実施要項

「七飯町民海外交流派遣研修要綱」に基づき、平成30年度実施内容を下記のとおりとする。

1. 派遣先

アメリカ合衆国マサチューセッツ州コンコード町およびニューヨーク市

2. 派遣の時期及び期間

平成30年10月29日（月）から11月9日（金）までの12日間（予定）

3. 派遣者資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- ①出発当日において、町内に住所を有してから3年以上居住している者。ただし、大学生等で町外に住所を有している場合は、保護者の住所要件を勘案する。
- ②出発当日において18歳以上である者。ただし、高校生は含まず、未成年者については保護者の同意を要する。
- ③過去において当町の事業によりコンコード町へ派遣されたことの無い者
- ④心身ともに健全で協調性に富み、規律ある団体行動がとれ、外国との交流事業に意欲があり、帰国後においても町が実施する国際交流事業に積極的に協力できる者

4. 派遣の人数及び経費

- ・町民代表として、3名以内とする。
なお、これに随町職員2名および他事業により同時に派遣される中高校生8名、引率教員1名を加えた14名を訪問団とする。
- ・派遣者より7万円を自己負担金として徴収し、旅費に充当する。
- ・旅費の残額、食事代、パスポート取得費、海外保険等の諸雑費については、町が負担する。
なお、その他個人の意思で支出する性質のものについては自己負担とする。

5. 研修内容

下記のとおりとする。なお、研修中は町が設定する訪問団としての行程に従うものとする。

- ・コンコード町内もしくは近郊の一般家庭にてホームステイ（7泊程度）
- ・コンコード町内および近郊の視察研修、交流等
- ・ニューヨーク市内視察研修

6. 派遣者の募集および決定

- ・町内在住のホストファミリー経験者を対象に募集案内する。
- ・広報ななえ6月号および町公式ホームページにて一般公募する。
- ・応募者は、別紙様式1を6月15日（金）までに七飯町役場総務部政策推進課交流推進係へ提出するものとする。
- ・町長は応募のあった者から書類審査および面接試験により適格者を選考する。

7. 事前研修及び事後活動

- ・派遣者は、町が実施する事前・事後研修会及び渡航直前の最終説明会に参加するものとする。
- ・派遣者は、帰国後に報告書を作成するほか、事後報告会において研修の成果を広く周知するものとする。また、町が実施する国際交流事業において、ホームステイの受入れ等に可能な限り積極的に協力するものとする。
- ・派遣者は、事前・事後研修や事後報告会を含む当事業全般に関して、町広報誌およびホームページや各種報道機関等において、自身の氏名および学校名、画像や映像等が公表されることに同意するものとする。